

令和6年8月6日公表

障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況の公表

障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第6項の規定に基づき、令和2年5月に策定した「蕨戸田衛生センター組合障害者活躍推進計画」の令和5年度における取組みの実施状況を以下のとおり公表します。

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備の取組み

令和2年度に障害者雇用推進者として、総務課長を選任しております。令和5年度においては、障害のある職員がいないことから、障害者職業生活相談員の選任は行っていません。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出の取組み

障害のある職員がいないことから、令和5年度においては、職務の選定・創出の検討は行っていません。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理の取組み

募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わなかった。

- ア 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
- イ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ウ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- エ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- オ 特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。

(4) その他の取組み

当組合で運営している施設の業務委託において、リサイクルフラワーセンターでは委託仕様書に、障害者を雇用することを明記するとともに、他の委託業務においても障害者を雇用しており、障害者の活躍の場を提供いたしました。